

各 位

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する具体的取扱いについて

「黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（令和 7 年政令第 95 号）の施行に伴い、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）を原産地とする黒鉛電極に対しては、令和 7 年 3 月 29 日から令和 7 年 7 月 28 日の間、暫定的な不当廉売関税が課されることとなりました。

当該取扱いにつきましては、「黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて」（令和 7 年 3 月 28 日財関第 320 号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第 8 5 4 5. 1 1 号に掲げる物品のうち丸形のものであって
中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）を原産地とするもの

※黒鉛化の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。

2. 暫定不当廉売関税の税率

9 5. 2 %

3. 期間

令和 7 年 3 月 29 日から令和 7 年 7 月 28 日まで

4. システムを利用して行う輸入（納税）申告について

「内国消費税等種別コード（輸入）」欄に次のコードを入力する。

対象国等	NACCS 用コード
中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）	S 0 1 2 0 0 1

【問合せ先】

業務部

通関総括第 1 部門（手続関係）

電話：03-3599-6337

首席原産地調査官（原産地認定関係）

電話：03-3599-6527